組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は平成二十六年六月一日であり、組織変更後の商号は株式会社高木本社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年四月八日

東京都渋谷区宇田川町二四番一号

合資会社高木本社

代表社員　高木万理子

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしましたので公告します。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　平成二十六年四月八日

掲載頁　二頁

平成二十六年四月八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

株式会社高島町キャピタル

代表取締役　松澤　和浩

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年四月八日

兵庫県豊岡市元町一〇番二号

合名会社遠藤嘉吉郎商店

代表社員　遠藤玄一郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は平成二十六年五月十二日であり、組織変更後の商号は株式会社あいプラザとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年四月八日

福岡県福津市花見が丘二丁目一五番一〇号

合同会社あいプラザ

代表社員　宮川　隆文

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を減少し、五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年三月二十四日

掲載頁　五〇頁（号外第六十二号）

平成二十六年四月八日

埼玉県さいたま市緑区道祖土一丁目二五番一一号

あんしん典礼株式会社

代表取締役　石原　一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百万円減少し五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年四月八日

千葉県船橋市薬円台五丁目三〇番一―七〇四号

合同会社シーリング華琉

代表社員　譜久島和樹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十六年五月二十日であり、株主総会の決議は平成二十六年四月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

平成二十六年四月八日

兵庫県姫路市青山西二丁目一二番六号

有限会社のぞみ信用保証

取締役　飯田　隆慶

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十六年五月二十日であり、株主総会の決議は、平成二十六年三月十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年三月二十六日

掲載頁　八十三頁（号外第六十五号）

平成二十六年四月八日

兵庫県姫路市飾磨区英賀清水町三丁目二四番地二

株式会社ルネ・デュー

代表取締役　八木　孝彰

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千万円減少し八百万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十六年五月二十日であり、株主総会の決議は、平成二十六年三月二十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十六年四月八日

広島県安芸郡府中町本町四丁目一〇番七号

有限会社和多利商事

代表取締役　和多利和枝

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年四月二十五日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を二株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十六年四月八日

長崎県佐世保市崎岡町一二〇〇番地

株式会社イレブン

代表取締役　山口　雄二

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年五月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年四月八日

栃木県日光市鬼怒川温泉滝七番地

鬼怒川ガス株式会社

代表取締役社長　川本　武彦

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年四月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年四月八日

川崎市多摩区長沢二丁目二〇番三一号

たちばな薬局株式会社

代表取締役　片山　均

限定承認公告

本籍愛知県名古屋市西区市場木町四一四番地、最後の住所愛知県名古屋市西区市場木町四一四番地ツリーハウスD棟

被相続人　亡　渡邉　啓介

右被相続人は平成二十五年十月一日死亡し、その相続人は平成二十六年三月二十八日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月八日

愛知県知多郡東浦町大字緒川字東仙台一三番地の六

相続財産管理人　渡邉　依澄

限定承認公告

本籍神戸市中央区東川崎町五丁目五六番地、最後の住所神戸市兵庫区荒田町三丁目六九番八―三〇二号

被相続人　亡　山下　博市

右被相続人は平成二十六年一月三十一日頃死亡し、その相続人は平成二十六年三月二十七日神戸家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは、弁済から除斥します。

平成二十六年四月八日

兵庫県明石市別所町九番二一号

相続財産管理人　山下　眞弓

限定承認公告

本籍福岡県久留米市大石町三三五―一〇、最後の住所神奈川県横浜市瀬谷区瀬谷二―一八―九―二〇一

被相続人　亡　石井栄司郎

右被相続人は平成二十六年一月十七日死亡し、その相続人は平成二十六年三月二十六日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月八日

福岡県久留米市梅満町三三四―六

相続財産管理人　石井　龍一

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　四月八日付第七九号六四ページ　―ジ●同日付政府調達第六四号一六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、六四二円（本体二、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　送料別